

## 発議第2号

### 松本明平議員に対する議員辞職勧告決議について

上記案件を、檜葉町議会会議規則第14条第1項及び檜葉町議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和8年6月10日提出

檜葉町議会議長 青木基様

提出者	檜葉町議会議員	佐藤	努
賛成者	〃	大和田	仁
〃	〃	草野	公雄
〃	〃	岩間	尊弥
〃	〃	坂本	洋
〃	〃	宇佐見	雅夫
〃	〃	草野	朋典
〃	〃	松本	路人

#### 提案理由

檜葉町議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱第6条に基づく審査会が決定した謝罪勧告措置に松本明平議員が応じないことから、議員本人へ通知しているとおり、再度審査会を開催し、次段階の措置である「辞職勧告決議の発動」を講じることを決定した。この決定について、同要綱第6条第2項第5号に基づく「議員定数の3分の2以上の賛成」が得られたことから、松本明平議員に対する議員辞職勧告決議を提出するものです。

## 松本明平議員に対する議員辞職勧告決議

議員は町民の代表として、高い倫理観と強い規範意識を備え、常に公正・誠実な姿勢で議員活動に臨み、その職責と影響力にふさわしい高い倫理観が求められる。

議員の言動及び行動は、町民からの信頼に直結し、その品位と行動には特に慎重を期すべきである。

令和8年4月22日、檜葉町長から檜葉町議会議長に対し「町議会議員松本明平氏による、町職員に対する言動に係る申入書」を受領したことを受け、議会として檜葉町議会議員のハラスメントの防止等に関する要綱第6条第1項に基づく審査会を5回にわたり開催し、関係者からの聞き取り、関係資料の確認、議員本人へのヒアリング及び議員本人から提出された反論書の内容を踏まえ、外部専門家の意見も参考としつつ、慎重に審議を行った。その結果、審査会は松本明平議員の本件言動はハラスメントに該当するとの結論と「公開による注意および謝罪勧告」という措置を決定し、議員本人に通知したものである。

しかし、審査会が決定した謝罪勧告措置に松本明平議員が応じないことから、議員本人へ通知しているとおりの、再度審査会を開催し、次段階の措置について審議した。

松本明平議員においては、決定された措置である、期限までの謝罪文案の提出及び当該事案に対するハラスメント対象者への謝罪勧告に応じず、通知した審査結果における指摘を認める態度も示されておらず、反省及び改善に向けた姿勢も見受けられない。この状況から、町長へ再発防止策として示した、「全議員のハラスメントに対する正しい理解と意識の醸成」、「町職員の人格、尊厳、職務上の地位及び就業環境を害する形での議員活動の禁止」といった対策の実行性が確保できないと判断した。今後も、同様の事案を発生させることは、議会全体の品位を損ね、町民の信頼を著しく失墜させるものである。

以上のことから檜葉町議会は、松本明平議員に対し、議員としての責務と道義的責任を深く自覚し、自らその職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和8年6月10日

檜葉町議会